

(運用基準 様式3)

令和5年4月3日

にぎわいスポーツ文化局観光振興課

「令和5年度米国における横浜観光レップ業務委託」  
契約結果

「令和5年度米国における横浜観光レップ業務委託」について、公募型プロポーザル方式で、受託候補者を特定し、次のとおり契約しました。

- 1 件名 令和5年度米国における横浜観光レップ業務委託
- 2 委託内容 (1)レップオフィス機能の設置  
(2)旅行会社やメディア等向けニュースレターの作成と配信  
(3)旅行会社やメディアへのセールス  
(4)現地商談会等への出展  
(5)招請の実施  
(6)現地市場調査・分析  
(7)横浜を訪れる米国人観光客の調査・分析  
(8)報告書の作成
- 3 契約の相手方 株式会社エイチ・アイ・エス
- 4 契約金額 7,990,290円
- 5 契約日 令和5年4月3日

6 評価結果

提案者	評価点数	順位
株式会社エイチ・アイ・エス	330	1
株式会社角川アスキー総合研究所	320	2

7 評価基準・評価委員会開催経過等

- 評価基準  
別紙参照
- 委員会開催日時及び開催場所  
令和5年3月10日(金) 15時30分から17時まで  
横浜市庁舎30階共用会議室
- 特定した事業者に対するコメント
  - ・横浜について良く分析していた、ターゲティングがしっかりしていた。
  - ・提案書が具体的だった。
  - ・データを使ったしっかりとした提案で安心感があった。

8 問い合わせ先 にぎわいスポーツ文化局観光振興課 TEL:045-671-4248

「令和5年度米国における横浜観光レップ業務委託」  
提案書評価基準

1 評価方法

- (1) 出席した評価委員（以下「評価委員」という）は、下表の評価項目についてはA～E（1点～5点）の5段階で評価し、加算項目については1つ満たすごとに1点を加算し、評価点を与える。
- (2) 評価の考え方は、別紙「評価の視点」のとおりとする。  
なお、提案書に評価項目に該当する記載がない場合は1点とする。
- (3) 項目ごとの評価で過半数の「1」があった場合は、受託候補者としての特定は行わないものとする。  
（「ワーク・ライフ・バランス、障害者雇用、健康経営に関する取組」項目は除く。）
- (4) 応募者が1者のみの場合は、最低制限基準（評価の合計得点の6割）以上であることを条件に、委員長は出席した評価委員全員の合意をもって当該応募者を受託にふさわしい候補者として業者選定委員会に報告できる。

2 評価項目及び加算項目

評価項目及び着目点		配点	加重倍率	評価点
1 業務遂行力について		15		35 (小計)
(1) 類似業務の実績	過去5年間(平成30年度～令和4年度)の類似業務の実績	5	-	5
(2) 業務実施体制	・人員体制（語学力、人数）や活動範囲 ・オフィスの立地・機能など	5	×3	15
(3) 業務実施スケジュール	実施スケジュールは妥当か。	5	×3	15
2 提案内容について		35		80 (小計)
(1) 業務目的の理解度	訪日観光や横浜および米国市場への理解度、知見があり、本事業の目的や必要性を十分に理解した提案になっているか。	5	×3	15
(2) レップの運営手法の妥当性	ニュースレターの配信先や件数、内容が横浜の認知拡大、誘客、回遊性の向上につながるか。	5	×2	10
	旅行会社やメディアへのセールス先や件数が横浜の認知拡大、誘客、回遊性の向上につながるか。	5	×2	10
	予定する商談会等へ参加により横浜の認知拡大、誘客、回遊性の向上につながるか。	5	×2	10
	招請する者や提案の内容が横浜の認知拡大、誘客、回遊性の向上につながるか。	5	×2	10
(3) ヒアリング、調査・分析等の手法の妥当性	・現地市場調査分析が、海外誘客事業にとって有益なものか。 ・横浜を訪れる米国人観光客の調査の手法が実態が掴めるものか。	5	×3	15
(4) 報告会の運営	・報告会の運営が妥当なものか。 ・提案する内容が海外誘客事業にとって有益なものか。	5	×2	10
加算項目		6		6 (小計)
ワーク・ライフ・バランス、障害者雇用、健康経営に関する取組	次世代育成支援対策推進法に定める「一般事業主行動計画」の策定。（従業員101人未満の場合のみ加算）	1	-	1
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に定める一般事業主行動計画の策定。（従業員101人未満の場合のみ加算）	1	-	1
	次世代育成支援対策推進法による認定の取得（くるみんマーク）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得。	1	-	1
	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得。	1	-	1
	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率 2.3%の達成（従業員43.5人以上、又は障害者を1人以上雇用している。（従業員43.5人未満のみ加算））	1	-	1
	健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証。	1	-	1
				121(合計)

「令和5年度米国における横浜観光レップ業務委託」  
提案書評価基準

評価項目	評価の着目点		評価の視点					加重倍率	配点
			A	B	評価				
			5	4	C	D	E		
業務遂行力について	(1) 類似業務の実績	過去5年間(平成30年度～令和4年度)の類似業務の実績	観光レップと関連のある類似業務実績が5件以上ある	観光レップと関連のある類似業務実績が2件～4件ある	観光レップと関連のある類似業務実績が1件ある	類似業務実績があるが、観光レップとは関連が薄いものに限る	類似業務実績が無い		5
	(2) 業務実施体制	・ 人員体制(語学力、人数)や活動範囲 ・ オフィスの立地・機能など	人員体制及びオフィス機能等がいずれも優れており、万全の体制が組まれている。	人員体制もしくはオフィス機能等のいずれかが優れており、標準以上の体制が組まれている。	人員体制及びオフィス機能等が妥当な体制である。	人員体制及びオフィス機能等が十分とは言えないが、本業務の実施はできる。	人員体制及びオフィス機能等に不安があり、本業務の実施が難しい。	×3	15
	(3) 業務実施スケジュール	実施スケジュールは妥当か。	十分検討されており高く評価できる	検討されており評価できる	検討されており妥当である	スケジュールに不安がある	スケジュールが整っていない又は該当する記載がない	×3	15
提案内容について	(1) 業務目的の理解度	訪日観光や横浜および米国市場への理解度、知見があり、本事業の目的や必要性を十分に理解した提案になっているか。	特に優れており、本市及び米国市場や事業の目的等を的確に理解している。	優れており、本市及び米国市場や事業の目的等をほぼ理解している。	標準的であり、本市及び米国市場や事業の目的等をある程度理解している。	やや不十分であり、本市及び米国市場や事業の目的等に不安がある。	不十分であり、本市及び米国市場や事業の目的等を理解していない。または記載がない。	×3	15
	(2) レップの運営手法の妥当性	ニュースレターの配信先や件数、内容が横浜の認知拡大、誘客、回遊性の向上につながるか。	特に優れており、横浜の認知拡大、誘客、回遊性の向上がかなり見込める。	優れており、横浜の認知拡大、誘客、回遊性の向上がある程度見込める。	標準的であり、横浜の認知拡大、誘客、回遊性の向上の見込みがある。	やや不十分であり、横浜の認知拡大、誘客、回遊性の向上がかなり見込みが低い。	不十分であり、横浜の認知拡大、誘客、回遊性の向上がかなり見込みがほとんどない。	×2	10
		旅行会社やメディアへのセールス先や件数が横浜の認知拡大、誘客、回遊性の向上につながるか。	特に優れており、横浜の認知拡大、誘客、回遊性の向上がかなり見込める。	優れており、横浜の認知拡大、誘客、回遊性の向上がある程度見込める。	標準的であり、横浜の認知拡大、誘客、回遊性の向上の見込みがある。	やや不十分であり、横浜の認知拡大、誘客、回遊性の向上がかなり見込みが低い。	不十分であり、横浜の認知拡大、誘客、回遊性の向上がかなり見込みがほとんどない。	×2	10
		予定する商談会等へ参加により横浜の認知拡大、誘客、回遊性の向上につながるか。	特に優れており、横浜の認知拡大、誘客、回遊性の向上がかなり見込める。	優れており、横浜の認知拡大、誘客、回遊性の向上がある程度見込める。	標準的であり、横浜の認知拡大、誘客、回遊性の向上の見込みがある。	やや不十分であり、横浜の認知拡大、誘客、回遊性の向上がかなり見込みが低い。	不十分であり、横浜の認知拡大、誘客、回遊性の向上がかなり見込みがほとんどない。	×2	10
		招請する者や提案の内容が横浜の認知拡大、誘客、回遊性の向上につながるか。	特に優れており、横浜の認知拡大、誘客、回遊性の向上がかなり見込める。	優れており、横浜の認知拡大、誘客、回遊性の向上がある程度見込める。	標準的であり、横浜の認知拡大、誘客、回遊性の向上の見込みがある。	やや不十分であり、横浜の認知拡大、誘客、回遊性の向上がかなり見込みが低い。	不十分であり、横浜の認知拡大、誘客、回遊性の向上がかなり見込みがほとんどない。	×2	10
	(3) ヒアリング、調査・分析等の手法の妥当性	・ 現地市場調査分析が、海外誘客事業にとって有益なものか。 ・ 横浜を訪れる米国観光客の調査の手法が実態が掴めるものか。	特に優れており、本業務委託の目的を十分に果たすことができる手法等が示されている。	優れており、本業務委託の目的を標準以上に果たすことができる手法が示されている。	ある程度の妥当性があり、本業務委託の目的を標準程度果たすことができる手法が示されている。	やや不十分であり、本業務委託の目的達成に向けて不安な点がある。	不十分であり、本業務委託の目的達成に向けて不安である。または記載がない。	×3	15
	(4) 報告会の運営	・ 報告会の運営が妥当なものか。 ・ 提案する内容が海外誘客事業にとって有益なものか。	特に優れており、本市の海外誘客事業にとって有益な報告会の運営がかなり期待できる。	優れており、本市の海外誘客事業にとって有益な報告会の運営が期待できる。	必要水準を満たしており、本市の海外誘客事業にとって有益な報告会の運営がある程度期待できる。	やや不十分であり、本市の海外誘客事業にとって有益な報告会の運営にやや不安がある。	不十分であり、本市の海外誘客事業にとって有益な報告会の運営が期待できない。または記載がない。	×2	10
加算項目	評価の着目点 次の項目について1つ満たすごとに1点加算							加重倍率	配点
ワーク・ライフ・バランス、障害者雇用、健康経営に関する取組	次世代育成支援対策推進法に定める「一般事業主行動計画」の策定(従業員101人未満の場合のみ加算)							-	1
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に定める一般事業主行動計画の策定(従業員101人未満の場合のみ加算)							-	1
	次世代育成支援対策推進法による認定の取得(くるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得(いずれか1つ以上を取得していれば1点)							-	1
	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得							-	1
	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%の達成(従業員43.5人以上)、又は障害者を1人以上雇用している(従業員43.5人未満)							-	1
	健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証							-	1
合計								121	